

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

事業名 岐阜県指定精神科病院補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail：c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,084 千円 (前年度予算額： 1,084 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,084	0	0	0	0	0	0	0	1,084
要求額	1,084	0	0	0	0	0	0	0	1,084
決定額	1,084	0	0	0	0	0	0	0	1,084

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第29条及び第29条の2の規定に基づき、都道府県知事は次の要件を満たす場合は、精神疾患を有する者を強制的に入院(以下「措置入院」という。)させることができるものとされる。

・医療及び保護のため入院させなければ、自傷・他害のおそれがあることを、知事が指定する2名(場合によっては1名)の指定医が診察の結果、判断した場合

(2) 事業内容

法に基づく措置入院の手続を円滑に実施するため、国等が設置する精神科病院及び法第19条の8に規定する病院(以下「指定病院等」という。)が精神病床を確保するために要する経費に対し、予算の範囲内で指定病院等に補助金を交付するもの(岐阜県指定精神科病院等補助金交付要綱)

(3) 県負担・補助率の考え方

全額県負担

※ 都道府県知事が各指定病院等に対して措置入院患者を受け入れる病床を確保するように命じ、該当事案が発生した場合には都道府県知事の権限において指定病院等に患者を入院させるものであり、県負担が妥当といえる。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,084	指定精神科病院等（指定病院12病院、国立大学法人設置病院1病院）に対して措置入院患者の受け入れ実績に応じて補助する。
合計	1,084	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体

各指定精神科病院等

※ 国及び都道府県が設置する精神科病院及び法第19条の8の規定により国及び都道府県が設置する精神科病院に代わる病院として都道府県知事が指定する病院（県内計13病院。医師や看護職員の配置基準を上回っていることや入院に当たり必要な設備を有していることなどが指定条件）

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県指定精神科病院等補助金
補助事業者（団体）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）の指定病院等 （理由） 都道府県の設置する病院以外に、国が設置した精神科病院及び指定病院に対する助成を行うため。
補助事業の概要	（目的） 法に基づき知事が行う入院措置を円滑にするため （内容） 指定病院等の精神病床確保に要する経費
補助率・補助単価等	その他（予算の範囲内で配分） （内容） 予算の範囲内で前年度の受入れ実績に応じて配分 （理由） 措置入院件数が年度ごとに大きく変動する可能性は低いいため、予算の範囲内で前年度実績に応じて案分して補助金を交付
補助効果	知事が行う入院措置を円滑に行うことを可能とし、早期の入院治療が行える体制が整備された。
終期の設定	終期 R10年度 （理由） 継続的に実施予定の事業だが、事業内容の見直し時点として設定

(事業目標)

・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか 知事が行う入院措置を円滑に行うことができるようにする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位：千円)	R4年度	R5年度	R6年度
	1,084	1,084	1,084

(これまでの取組内容と成果)

令和4年度	知事が行う入院措置を円滑に行うことを可能とし、早期の入院治療が行える体制が確保された。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	知事が行う入院措置を円滑に行うことを可能とし、早期の入院治療が行える体制が確保された。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和6年度	知事が行う入院措置を円滑に行うことを可能とし、早期の入院治療が行える体制が確保された。 指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	指定病院は10床ずつ措置入院用の病床を確保しており、措置入院患者があった場合は入院を受けなければならない。指定病院等は、県に代わって措置入院を受けるものであり、この病床確保及び患者受入に対して補助を行っている。県立病院による受入を補完するためには、措置入院患者を受け入れる指定病院等は極めて重要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	知事が行う措置入院を円滑に行うことができた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	毎年度受け入れた措置入院患者数に応じて病院ごとの補助額を決定しており、効率的に実施されている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 入院措置の円滑な実施及び早期の入院治療を可能とする体制確保及び維持
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 措置入院者数は、同程度で推移しているため、廃止、縮小せず継続。類似の事業はないため、統合はしない。 都道府県による入院措置は法定制度であり、入院者の受入れのための精神病床の確保は必須である一方で、病院側の負担が従前に比べて軽減された状況にあるわけではない。補助の継続により、入院措置を円滑に実施することは必要である。
